

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人空家・空地活用サポート SAGA(以下「当団体」という)の定款19条の規定に基づき、役員報酬並びに費用の支給に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当団体を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 当団体の非常勤役員は、無報酬とする。
- 2 当団体は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 3 常勤役員には総会において定める総額の範囲内において、役員報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり600万円を超えない範囲で理事会において定める。代表理事は、理事会において定めた常勤役員の報酬等の額を、総会に報告するものとする。
- 2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬等の支給額から控除する。
 - 3 月の途中で常勤役員が就任したとき、あるいは月の途中で役員を退任または死亡したときは、その事由が発生した月の分の報酬等を全額支給するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(費用)

第 7 条 当団体は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て総会において決議する。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。